

市有地の売却

市有地を先着順で売却します。希望する人は申し込みをしてください。資格要件を満たす個人、法人どなたでも申し込みできます。



▷売却地 藤岡市藤岡 1470番 1
▷公簿面積 371㎡
▷予定価格 966万 3,474円
受付期間 2月13日(火)～3月30日(金)
※詳細は財政課で配布している案内書または市ホームページで確認してください
問い合わせ 財政課(☎④ 2213)

100歳のお誕生日 おめでとうございます

新井市長が慶祝訪問



堀越 とうさん(1月15日訪問)
趣味の編み物が長生きの秘訣という手先の器用な堀越さん(1月12日生まれ・西平井)。「ここ3年は1日も休まずぬいぐるみを作っている」と話し、親族2人目となる100歳を皆で祝いました。

市民投稿コーナー

市民が気軽に参加できる催し物の募集記事などを掲載できます。掲載料は無料です。掲載には「一年以上継続して市内で活動している団体」などの基準がありますので、市ホームページで確認するか広報広聴係(☎④ 2208)へお問い合わせください。

市が発注する小規模な工事、修繕、物品の購入、業務委託などの契約のうち「小額で内容が軽易な契約」を希望する場合は登録してください。
申請できる人 市内に主たる事業所を置く法人または住所を有する個人(建設業の許可の有無、会社経営の内容、技術職員の雇用状況などは問いません)で、次のいずれにも該当しない人▽成年被後見人、被補佐人、被補助人または破

産者で復権を得ない人▽平成30・31年度藤岡市入札参加資格審査申請をした人、またはその名簿に登録されている人▽業務遂行に必要な資格や許可などを有しない人▽市税を滞納している人▽公共発注の相手方として不適当であると市長が認めた人
対象となる契約など 小規模な工事、修繕、物品の購入、業務委託などの契約(物品購入時の口頭発注も含む)のうち

ち、内容が軽易で確実に履行できると認められるもの
登録者の取り扱い 書類審査後に「藤岡市小規模契約希望者登録名簿」に登録され、30年4月以降に市が発注する「小額で内容が軽易な契約」の際に業者選定の対象となります
※業者選定と契約を約束するものではありません
登録の有効期限 4月1日～32年3月31日(2年間)
定期申請の受け付け 期間

11月2月5日(月)～3月5日(月)(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～午後5時▽提出先は契約検査課・鬼石総合支所地域振興課
※4月以降は随時受け付けます
提出書類 ①小規模契約希望者登録申請書②暴力団排除に関する誓約書③市長が発行する未納税額がないことの証明書の原本④本籍地の市区町村長が発行する身分証明書(法

人場合は登記事項証明書)の原本⑤契約を希望する職種に必要な資格、免許などを証明する書類の写し⑥工事・修繕を希望する場合は工事実績書※①②⑥は契約検査課・鬼石総合支所地域振興課にあります。(市ホームページからもダウンロード可)③④は申請日前3カ月以内に発行されたもの⑤は申請日時時点で効力のあるもの⑥は申請日前2年以内での主な実績(実績のない場合は提出不要)
問い合わせ 契約検査課(☎④ 2223)

平成30・31年度小規模契約希望者の登録を受け付けます



市長選挙立候補 予定者等説明会



折茂文一さん

4月22日(日)執行予定の藤岡市長選挙の立候補予定者等説明会を開催します。関係する人は必ず出席して下さい。
日時 3月1日(木)午後1時30分～
会場 市役所中庁舎
対象 立候補予定者と関係者(5人以内)
問い合わせ 市選挙管理委員会(総務課内 ☎④ 2221)

1月1日付で折茂文一さん(再任・鬼石)が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員の任期は3年で、人権尊重の理念の

普及や人権に関する相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守されます。
相談日・会場 市役所市民相談室Ⅱ毎月第2・4金曜日
▽鬼石公民館Ⅱ4・7・9・12月の第3木曜日
時間 午後1時～3時
問い合わせ 自治交流課(☎④ 2211)

人権に関する相談を受け付けます

藤岡市障害福祉計画(案)への 意見を募集します



市では障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20の規定に基づき、平成30年度～32年度における障害福祉サービスなどの提供に関する体制づくりやサービスの確保のための取り組みなどを定めた「藤岡市障害福祉計画」を策定します。原案がまとまりましたのでパブリックコメント手続きにより意見を募集します。

閲覧および意見提出期間 2月13日(火)～3月14日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)
閲覧場所 市政情報コーナー、鬼石総合支所地域振興課、市ホームページ
意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人
その他 提出された意見を考慮し「藤岡市障害福祉計画」を策定します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません
提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名・電話番号を記入して、直接もしくは郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で福祉課(〒375-8601(住所記載不要)市役所福祉課・FAX② 5592・fukushi2@city.fujioka.gunma.jp)へ
問い合わせ 福祉課(☎④ 2283)

表1) 国民健康保険

	資格取得日	更新日	備考
国民健康保険証	国保に加入すべき事由が発生した日(退職日の翌日・出生日など)	毎年10月1日	国保に加入すべき事由が発生した日から14日以内に加入手続きをしてください
高齢受給者証	70歳到達月の翌月1日	毎年8月1日	1日生まれの人は70歳到達日から資格を取得
限度額適用認定証	申請月の1日	毎年8月1日	自動で更新はされません。70～74歳の人は非課税世帯の場合のみ対象
特定疾病療養受療証	申請月の1日	毎年8月1日	70歳以上の人は更新はありません

表2) 後期高齢者医療保険

	資格取得日	更新日	備考
後期高齢者医療保険証	75歳到達日	毎年8月1日	65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は申請し認定された日
限度額適用認定証	申請月の1日もしくは75歳到達日	毎年8月1日	非課税世帯の場合のみ対象
特定疾病療養受療証	申請月の1日もしくは75歳到達日	なし	

表3) 福祉医療受給資格者証

区分	資格取得日	更新日	備考
子ども	出生日	なし	15歳に到達する年度末まで有効
障がいのある人	申請日	後期高齢者医療の人は10月1日、それ以外の人は8月1日	身体障害者手帳や障害年金などに有効期限がある場合には、その時期が更新日になる場合があります
ひとり親家庭など	申請日	毎年8月1日	子が18歳に到達する年度末まで有効

保険証関係の資格取得日や更新日

国民健康保険、後期高齢者医療保険および福祉医療受給資格者証の、資格取得日および更新日は表の通りです。
問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険関係Ⅱ国保係(☎④ 2822)▽後期高齢者医療・福祉医療関係Ⅱ医療年金係(☎④ 2259)